

宮代町議会災害時対応要領（案） 新旧対照表

（下線部分が改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（支援本部の設置）</p> <p>第2条 宮代町議会議長（以下「議長」という。）は、町対策本部が設置されたときに、これを協力及び支援する<u>必要があると認めた場合は</u>、宮代町議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を<u>議会室に設置することができる。</u></p>	<p>（支援本部の設置）</p> <p>第2条 宮代町議会議長（以下「議長」という。）は、町対策本部が設置されたときは、これに協力及び支援するため_____、宮代町議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を_____設置する<u>ものとする。</u></p>